

平成 31 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

法人税法 理論サブノート
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に修正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2019 年 税理士試験受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート（平成 30 年 8 月 20 日第 18 版発行）

ISBN978-4-86486-565-4 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 47 14行目～	該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。 ----- [4] 適用除外事業者 （措法67の5①）★ 適用除外事業者に該当する場合には、 <u>[3]</u> は適用しない。 -----
P. 48 19行目～	該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。 ----- [3] 適用除外事業者 （措法42の6①）★ 適用除外事業者に該当する場合には、 <u>[1]</u> は適用しない。 -----
P. 95 30行目～	該当箇所に下記を貼り付けてご使用ください。 ----- [7] 適用除外事業者 （措法57の9①）★ 適用除外事業者に該当する場合には、 <u>[2]</u> <u>[3]②</u> は適用しない。 -----

P. 100 28行目～	<p>該当箇所下記を貼り付けてご使用ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[6] 還付金の益金不算入 (法26①) ★★</p> <p>内国法人が〔4〕の還付を受ける場合には、その還付を受ける金額は、各事業年度の益金の額に算入しない。</p> </div>
P. 126 29行目～	<p>該当箇所下記を貼り付けてご使用ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[3] 適用除外事業者 (措法42の6②) ★</p> <p>適用除外事業者に該当する場合には、〔1〕は適用しない。</p> </div>
P. 137 9行目～	<p>該当箇所下記を貼り付けてご使用ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[4] 適用除外事業者 (措法42の12の5) ★</p> <p>適用除外事業者に該当する場合には、〔2〕は適用しない。</p> </div>
P. 173 20行目～	<p>該当箇所下記を貼り付けてご使用ください。</p> <p>連結子法人は、その本店等所在地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届出なければならない。</p>
P. 194 12～13行目 16行目	<p>特定普通法人等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">普通法人</p>
P. 195 13行目 17行目	<p>特定公益法人等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">公益法人等</p>
P. 196 26行目 30行目	<p>特定公益法人等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">公益法人等</p>

問題

1-1

納税義務者 課税所得等の範囲 税率

〔1〕 納税義務者 (法4①②③) ★★

(1) 内国法人

内国法人は、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合等に限る。

(2) 公共法人

公共法人は、①にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(3) 外国法人

外国法人は、国内源泉所得を有する場合（人格のない社団等については、その国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有する場合に限る。）、法人課税信託の引受けを行う場合等には、法人税を納める義務がある。

〔2〕 課税所得等の範囲 (法5、法7、法9) ★★

(1) 内国法人

① 普通法人又は協同組合等

内国法人である普通法人又は協同組合等の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

② 公益法人等又は人格のない社団等

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2) 外国法人

① 普通法人

外国法人である普通法人の国内源泉所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

② 人格のない社団等

外国法人である人格のない社団等の①の所得のうち、収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

〔3〕 用語の意義 (法2) ★★

(1) 内国法人

国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(2) 外国法人

内国法人以外の法人をいう。

〔4〕 税率 (法66、措法42の3の2) ★★

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に次の税率を乗じて計算した金額とする。

(1) 普通法人

① ②以外の法人…23.2%

② 中小法人等

(i) 年800万円超…23.2%(ii) 年800万円以下…15%

(2) 協同組合等

① 年800万円超…19%② 年800万円以下…15%

(3) 公益法人等

① ②以外の公益法人等

(i) 年800万円超…19%(ii) 年800万円以下…15%

② 公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人

(i) 年800万円超…23.2%(ii) 年800万円以下…15%

(4) 人格のない社団等

① 年800万円超…23.2%② 年800万円以下…15%

〔5〕 中小法人等の意義 (法66等) ★★

中小法人等とは、普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下であるもの（期末において大法人による完全支配関係があるもの等を除く。）をいう。

〔6〕 適用除外事業者 (法66、措法42の3の2) ★★

適用除外事業者に該当する場合には、〔4〕①②(ii)の税率は19%となる。

問題 **10-4** 欠損等法人の取扱い**〔1〕 青色欠損金の繰越しの不適用** (法57の2①) ★★

欠損等法人が、特定支配日の直前に事業を営んでいない場合において、その特定支配日以後5年を経過した日の前日までに事業を開始することその他一定の事由に該当する場合には、その該当日の属する事業年度以後の各事業年度においては、その該当日の属する事業年度前に生じた欠損金額については、青色欠損金の繰越しの規定は適用しない。

〔2〕 資産の譲渡等損失額の損金不算入 (法60の3) ★★

欠損等法人が、特定支配日の直前に事業を営んでいない場合において、その特定支配日以後5年を経過した日の前日までに事業を開始することその他一定の事由に該当する場合には、その該当日の属する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日（その経過する日が特定支配日以後5年を経過する日後となる場合にあっては、同日。）までの期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

〔3〕 その他一定の事由 (法57の2①) ★★

〔1〕及び〔2〕のその他一定の事由とは、次に掲げる事由をいう。

- (1) 欠損等法人が事業のすべてを廃止した場合等において、事業規模のおおむね5倍を超える資金借入れ等を行うこと。
- (2) 他の者が特定債権を取得している場合において、事業規模のおおむね5倍を超える資金借入れ等を行うこと。

〔4〕 用語の意義 (法57の2①) ★

(1) 欠損等法人

内国法人で他の者との間に特定支配関係を有することとなったもののうち、特定支配事業年度においてその特定支配事業年度前において生じた欠損金額又は評価損資産を有するものをいう。

(2) 特定支配関係

他の者が内国法人の発行済株式等（自己株式等を除く。）の50%超を直接又は間接に保有する関係その他一定の関係をいう。

(3) 特定支配日

特定支配関係を有することとなった日をいう。

問題

11-1

移転価格税制 (国外関連者との取引に係る課税の特例)

〔1〕 損金不算入 (措法66の4①④)

(1) 内 容 ★★

法人が国外関連者との間で国外関連取引を行った場合において、法人が国外関連者から支払いを受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は法人が国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、その国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなし、その差額はその法人の各事業年度の損金の額に算入しない。

(2) 国外関連取引 ★

国外関連者との間で行う資産の販売、資産の購入、その他一定の取引をいう。

〔2〕 寄附金の損金不算入 (措法66の4③)★★

法人が各事業年度において国外関連者に支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

〔3〕 みなし国外関連取引 (措法66の4⑤)★

法人が、非関連者を通じて行う国外関連者との一定の取引は、その法人の国外関連取引とみなして、〔1〕の規定を適用する。

〔4〕 文書化制度 (措法66の4⑥⑦、66の4の4①⑤、措法66の4の5①)★★

(1) 国外関連取引を行った場合

法人が、国外関連取引を行った場合には、独立企業間価格の算定書類等を確定申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、保存しなければならない。

ただし、前事業年度の国外関連取引が50億円未満であり、かつ、その国外関連取引のうち無形資産取引が3億円未満である場合にはこの規定は適用しない。

(2) 特定多国籍企業グループの情報提供義務

特定多国籍企業グループの構成会社等は、次の事項を次に掲げる期限までに、所轄税務署長に提供しなければならない。

ただし、①については最終親会社等その他一定のものに限る。

- ① 国別報告事項…最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内
- ② 最終親会社等届出事項…最終親会計年度終了の日まで
- ③ 事業概況報告事項…最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内

〔5〕 書類添付 (措法66の4⑨)★

法人が、国外関連取引を行った場合には、国外関連者の状況等を記載した書類を確定申告書に添付しなければならない。

〔6〕 納税・課税の特例 (措法66の4⑩⑪、措法66の4の2①)★

(1) 更正の請求・更正決定の期限

- ① 更正の請求…法定申告期限から6年 (欠損金額は10年)
- ② 更正決定…法定申告期限から6年 (一定の場合は7年又は10年)

(2) 納税の猶予

更正決定に対して一定の申立てをした場合 (申請時に他の国税の滞納がある場合を除く。)には、申請に基づき、その更正決定により増加した税額を限度として、納税の猶予期間に限り、その納税が猶予される。

〔7〕 用語の意義 (措法66の4①②、措令39の12①)

(1) 国外関連者 ★★

法人と次の関係にある外国法人をいう。

- ① 発行済株式等 (自己株式等を除く。以下同じ。)の50%以上を直接又は間接に保有し又は保有される関係
- ② 同一の者により、それぞれの発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される関係
- ③ 人事、取引、資金の関係をを通じて支配又は被支配にある関係
- ④ ①から③のいずれかで連鎖している関係

(2) 独立企業間価格

次のいずれかの方法により算定した金額をいう。

- ① 独立価格比準法
特殊関係にない売手と買手がその国外関連取引と同様の状況下で取引した対価の額に相当する金額を対価の額とする方法
- ② 再販売価格比準法
再販売価格から通常の利潤の額を控除した金額を対価の額とする方法
- ③ 原価比準法
製造等の原価の額に通常の利潤の額を加算した金額を対価の額とする方法
- ④ ①から③に準ずる方法

問題 **13-1** 試験研究費の特別控除

[1] 総額等に係る税額控除 (措法42の4①③) ★★

(1) 控除基準額

① 原則

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額を控除した金額。以下同じ。）がある場合には、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額に次に定める割合を乗じて計算した金額を控除する。

(イ) 増減試験研究費割合 8%超

$$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3 \text{ (14\%を上限)}$$

(ロ) 増減試験研究費割合 8%以下

$$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175 \text{ (6\%を下限)}$$

② 試験研究費割合 10%超

①の割合は次により算定した割合とする。

$$\text{①の割合} + \text{①の割合} \times \text{控除増率 (14\%を上限)}$$

(注) 控除増率

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \text{ (10\%を上限)}$$

(2) 税額基準額

(1)は次の区分に応じた金額を限度とする。

① 原則

$$\text{法人税額} \times 25\%$$

② 試験研究費割合 10%超

$$\text{法人税額} \times (25\% + (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2)$$

(注) (試験研究費割合 - 10%) × 2 は 10%を上限

[2] 中小企業者等の税額控除 (措法42の4④⑤⑥) ★★

(1) 控除基準額

① 原則

中小企業者等の各事業年度（〔1〕の適用を受ける事業年度を除く。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その事業年度の法人税額からその試験研究費の額に次に定める割合を乗じて計算した金額を控除する。

(イ) 増減試験研究費割合 8%超

$$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3 \text{ (17\%を上限)}$$

(ロ) 増減試験研究費割合 8%以下

$$12\%$$

② 試験研究費割合 10%超

①の割合は次により算定した割合とする。

$$\text{①の割合} + \text{①の割合} \times \text{控除増率 (17\%を上限)}$$

(注) 控除増率

$$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \text{ (10\%を上限)}$$

(2) 税額基準額

(1)は次の区分に応じた金額を限度とする。

① 増減試験研究費割合 8%超

$$\text{法人税額} \times 35\%$$

② 増減試験研究費割合 8%以下

$$\text{法人税額} \times 25\%$$

③ 試験研究費割合 10%超（①を適用する場合を除く。）

$$\text{法人税額} \times (25\% + (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2)$$

(注) (試験研究費割合 - 10%) × 2 は 10%を上限

【3】 特別試験研究制度 (措法42の4⑦) ★★

(1) **控除基準額**

青色申告法人の各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額 (〔1〕又は〔2〕の計算の基礎となった金額を除く。)がある場合には、その事業年度の法人税額から次に掲げる金額の合計額を控除する。

- ① 特別試験研究機関等
特別試験研究費の額×30%
- ② 新事業開拓事業者等
特別試験研究費の額×25%
- ③ 上記以外
特別試験研究費の額×20%

(2) **税額基準額**

①は法人税額×10%を限度とする。

【4】 手続規定 (措法42の4⑩) ★

〔1〕から〔3〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額又は特別試験研究費の額を限度とする。

【5】 適用除外事業者 (措法42の4⑧) ★

適用除外事業者に該当する場合には、〔2〕は適用しない。

【6】 適用制限 (措法42の13⑥) ★

中小企業者等（〔5〕を除く。）以外の法人が次のいずれにも該当しないときは、〔1〕及び〔3〕は適用しない。

- (1) 当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額
- (2) 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額
- (3) 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%

[5] 申請、承認、却下等 (法75、法75の2)

(1) 提出期限の延長

① 申請 ★★

その申告書に係る事業年度終了の日の翌日から45日以内に、その申告書の提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

② 延長又は却下 ★

税務署長は、その申請につき延長又は却下の処分をするときは、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。

③ 自動承認 ★

その事業年度終了の日の翌日から2月以内にその申請につき延長又は却下の処分がなかったときは、その延長が承認されたものとみなす。

(2) 提出期限の延長の特例

① 申請 ★★

その申告書に係る事業年度終了の日までに、その指定を受けようとする月数等を記載した申請書をもってしなければならない。

② 延長又は却下 ★

税務署長は、その申請につき延長又は却下の処分をするときは、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。

③ 自動承認 ★

その事業年度終了の日の翌日から15日以内にその申請につき延長又は却下の処分がなかったときは、その延長が承認されたものとみなす。

④ 取消し等 ★

税務署長は、延長理由がなくなった場合等には、延長の処分を取消し、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。

⑤ 取りやめ ★

その事業年度以後の各事業年度においてこの規定の適用を受けることをやめようとするときは、その事業年度終了の日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。